

「ひがしまつやまプライド」募集要項

I. 概要

「ひがしまつやまプライド」は、事業者の意欲向上、観光の振興、地域経済の活性化及びシティセールスの強化を目的に、東松山の優れた生産品等を地域ブランドとして認定する制度です。市内でがんばる事業者を応援します。

II. 認定申請について

1. 申請資格

- ① 市内に本店、支店、事業所のいずれかを有する法人、団体又は個人
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 代表者等が暴力団員又はその関係者でないこと

2. 申請対象品

市内で生産、製造又は加工された「農産物」「製造品」「加工品」「工芸品」「芸術品」等とします。
ただし、東松山の特産品として認知されているものは、この限りではありません。

3. 申請期間

令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)

4. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに御提出ください。

- 提出方法：窓口へ持参、郵送、メールのいずれも可
- 提出先：〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58
東松山市役所 商工観光課
ひがしまつやまプライド担当者 宛て
Mail:SHOKOKANKOKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

※申請は、1事業者(個人・法人・団体)1商品までとします。

※申請時に2年後の売上等目標値を設定していただきます。目標達成が認定更新の条件です。

III. 対象となる商品及び認定について

1. 品質基準(次の基準を全て満たしているものを認定対象とします。)

① 原材料

発がん性物質、中毒性物質や環境、生命、健康等に悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料を使用していないこと

② 構造

- ア 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと
- イ 社会通念上妥当な使用条件及び使用期間において必要強度と耐久性をもつこと
- ウ 大量生産する場合においても生産品質が安定していること

③ 関連法規・業界自主ガイドライン

生産品に関連する法規(※1)及び各業界の自主ガイドライン(※2)の基準を満たしていること

※1 例: 日本工業規格(JIS法)、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)など

※2 例: 玩具安全基準など

2. 審査方法

別に定める基準に基づき審査します。

① 1次審査(書類審査)

提出された申請書類に基づき審査を行います。

② 2次審査【令和8年8月28日(金)開催予定】

ひがしまつやまプライド認定審査会によるプレゼンテーション審査を行います。

プレゼンテーション審査では、現品と同じ「見本」を1つ提示いただきます。

※詳細は後日連絡します。プレゼンテーション審査は原則、新規申請者のみです。

3. 認定数

① 食品部門 2品まで

② 工芸・芸術部門 2品まで

IV. 審査後の予定

1. 認定の決定(不決定)の通知【令和8年9月通知予定】

2. 認定式【令和8年11月上旬開催予定】

※認定式の詳細は認定決定後に御連絡いたします。

V. 認定期間

認定式の日から令和11年3月31日まで

VI. 認定後の取扱い及び特典

1. 認定された商品については、東松山市・東松山市商工会・(一社)東松山市観光協会により積極的に情報発信を行います。

2. 市内外のイベント出店について優先的に案内します。

3. ひがしまつやまプライド認定証を交付します。

4. ひがしまつやまプライドの認定マークを掲示し、販売することができます。

(認定シールは年間1,000枚まで配布、さらに必要な場合は観光協会で購入できます。)

VII. 提出書類

1. 初めて申請する場合

① ひがしまつやまプライド認定申請書(様式第1号)

② 誓約書(様式第2号)

③ 認定を受けようとする製品等に関する書類(パンフレット、カタログ、写真等)

④ 第三者の有する資格及び優良商品表彰歴等がある場合はその写し又は確認できる書類

⑤ その他任意の書類 ※5枚程度まで

⑥ 市内に本店、支店、事業所のいずれかを有することを示す書類(登記簿謄本、パンフレット、HPの写し等)

2. 令和9年3月31日に認定期間が満了の場合

① ひがしまつやまプライド認定更新申請書(様式第4号) ※目標達成が更新の条件です。

② 誓約書(様式第2号)

③ 認定を受けようとする製品等に関する書類(パンフレット、カタログ、写真等)

※現認定品の内容に変更がある場合は、ひがしまつやまプライド認定事項変更等申請書(様式第5号)をあわせて御提出ください。

次の留意事項を御確認ください。

※提出していただいた申請書類は返却いたしません。必ず申請者側で複写等をお取りください。

※申請書の作成及び申請品の制作等、申請に係る費用は申請者の負担となります。

※必要に応じて事業所等を訪問させていただくことがあります。

※申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。

※審査結果に対する個別のお問い合わせには一切お答えできません。あらかじめ御了承ください。

VIII. 申請先・問合せ先

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町 1-1-58

東松山市役所 商工観光課

TEL:0493-23-2221(代表) FAX:0493-23-7700

E-mail:SHOKOKANKOKA@city.higashimatsuyama.lg.jp